○石川県警察の巡査長に関する訓令

昭和42年7月1日 石川県警察本部訓令第2号

改正 昭和43年4月1日警察本部訓令第4号 昭和44年4月1日警察本部訓令第6号 昭和46年4月1日警察本部訓令第4号 昭和47年5月15日警察本部訓令第28号 平成5年12月1日警察本部訓令第17号 平成31年3月25日警察本部訓令第6号

石川県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則(昭和42年国家公安委員会規則第3号)および 石川県警察の組織等に関する規則(昭和41年石川県公安委員会規則第4号)に基づき、 石川県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

- 第2条 警察本部の課、隊、学校および警察署(以下「所属」という。)に、次の各号の 基準に従い、巡査長を置く。
 - (1) 巡査が複数で勤務する派出所、検問所、署所在地については、勤務の単位ごとに一 人以上
 - (2) 巡査が単独で勤務する駐在所、派出所等の勤務箇所については、重要なものごとに 一人
 - (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに一人以上 (巡査長の行なう職務)
- 第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行なうものとする。
 - (1) 勤務をともにする巡査(巡査長たる巡査を除く。以下同じ。) に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
 - (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

- 第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次 の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。
 - (1) 勤務年数が6年[学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を除 く。)を卒業した者にあっては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業

した者(同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)にあっては4年] に達しており、かつ、指導力を有する者

(2) 巡査部長昇任試験に合格している者、その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた 指導力を有する者

(巡査長選考委員会)

- 第5条 巡査長の選考を行なうため、警察本部に、巡査長選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長および委員で組織する。
- 3 委員長は、本部長とし、委員は県本部の各部長をもつてあてる。
- 4 委員会に書記を置き、警務課員をこれにあてる。

(巡査長の選考の方法)

第6条 巡査長の選考は、所属長から推せんされた巡査について、書類審査により行なう ものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査をあわせ行なうことがで きる。

(巡査長にあてる巡査に対する教養)

第7条 巡査長にあてる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行な うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略す ることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

(巡査長の数の経過規定)

- 2 巡査長の数は、この訓令施行の日から昭和44年3月31日までの間は147人以内とし、 所属ごとの数は、別に定める。
- 3 巡査長の数は、昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの間は212人とし、所属 ごとの数は別に定める。

附 則 (昭和43年4月1日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年5月15日警察本部訓令第28号)

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (平成5年12月1日警察本部訓令第17号) この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日警察本部訓令第6号) この訓令は、平成31年4月1日から施行する。